

平成19年度

第3学年

第2回 進路説明会

日時 平成19年11月6日(火)
午後3時30分～5時
場所 生麦中学校 体育館

説明内容

- 1、校長挨拶
- 2、進路について
 - 進路希望決定について
 - 就職について
 - 進学について
 - 公立高等学校の入学者の
募集及び選抜の概要
 - 私立高等学校の入試制度
の概要
 - 今後の進路に関する日程
 - 連絡事項
- 3、質疑応答

横浜市立生麦中学校

(説明会資料)

1、はじめに

風早祭が終わったばかりで、まだ学校内にも生徒の心にもその余韻が残っているようです。進路選択の決定は、目前に迫っています。

12月の三者面談では最終的な進路先を決定する必要があります。それを受けて私立高校の場合は、推薦・専願・併願受験を希望する生徒について、高校との相談をすることがあります。

そのため、希望制で11月12日～15日にも進路面談を計画いたしました。疑問点がございましたら、遠慮なさらずに担任に相談しましょう。

2、進路希望決定について

(1) 将来の進路を考える

自分の能力・適性その他の条件(興味・関心・学力・体力等)を考えて、大学まで進学するか、高校から社会に出るか、社会で働きながら高校へ行くかなど、目的意識を持って中学校卒業後の進路を選択することが大切です。

(2) 決定は生徒本人の意志で

将来を考え、高校を調べ、生活や学力を考えた上で、進路希望先を決定するわけですが、その決定の最終判断は保護者の責任においてなされるものです。本人の意志を十分尊重する形で行ってください。

3、就職について

(1) 職業を選択するための留意点

職業の内容を詳しく調べ、よく知る。

自分を生かせる、自分の好きな分野の職業を選ぶ。

社会的な評価のみにとらわれず、自己の適性等を十分に考えて選ぶ。

職業を選ぶことは、自分の人生を左右する大切なことです。将来の展望をふまえ、社会人となることの自覚・勤労意欲・毎日の生活態度が大切になります。就職する心構えをしっかりと固めた上で結論を出しましょう。

(2) 日 程

11月 6日(火)	相談用紙提出
12日(月)～30日(火)	ハローワーク相談活動 本人、保護者、先生と一緒に
12月、1月	会社訪問(会社見学) 学校より連絡、日程調整のうえ実施
1月10日(火)～	選考

4、進学について(受験校を決定する)

11月中にどの高校を受験するかをある程度考えておくことが必要です。学級担任との3者面談(11月中旬と12月上旬の2回あります)を通して、12月の個人面談には、受験校の最終決定ができるようにしましょう。

(1) 公立高校について

A 通学区域について

県立高校(全日制・定時制・通信制)では、通学区域(学区)が撤廃され、県内どこからでもすべての県立高校に志願できます。横浜市立高校は横浜市内全域が学区です。横須賀市立高校は、県内どこからでも志願できます。

川崎市立高校の**全日制普通科**は川崎市全域が学区になりますので、学区外受験となります。学区外受験で入学を許可される者の数は当該高校第1学年募集定員の8%以内となります。

B 入学者選抜について

選抜の方法については、7月に配布しました「平成20年度神奈川県公立高等学校入学者選抜」募集案内(薄緑色の冊子)を参考にしましょう。

普通科専門コース・専門学科・単位制普通科・総合学科の高校が必要に応じて実施する検査は、2月21日(水)・22日(木)のうち志願先高等学校の指定する日時に行われます。(全日制課程の普通科は実施せず)

農業、工業、商業に関する学科のある学校は、第2希望があります。例として、鶴見工業で、機械科を第一希望で否の場合、第二希望に建築科にし、欠員がある時には第二希望者の中で、総合的選考を行います。

C 志願資格について

単身赴任などで、神奈川県以外に住所のある方は、中学校で書類を作り役所に提出します。公立(国立を除く)の学校は、他の都道府県の同時受検はできません。

D 学区確認について

県立高等学校にはありません(志願資格のみ)。

横浜市立、川崎市立の全日制の高等学校(普通科)、横浜市立商業の国際学科、みなと総合、横浜総合は学区があります。

例)保護者の住民票が**横浜市以外**、生徒自身の住民票が横浜市で、横浜市立の普通科、横浜市立商業の国際学科、みなと総合、横浜総合を受検するときは学区確認が必要です。

現在、川崎市に保護者、本人の住民票がある時には、川崎市立を受検するには、学区確認の必要なしです。但し、横浜市立を受検する時には、学区外受検になり、8%枠になります。

20年4月1日までに転居予定している者も地域によって学区確認が必要です。

各家庭で、役所に書類を提出してもらいます。

これらの確認のため、住所確認等の用紙を出していただくことになります。

(2) 私立高校について

私立高校は選抜についてもそれぞれの学校ごとに特徴があります。詳しくは具体的な学校名をあげて担任と相談しましょう。ここでは、多く見られるケースを少し紹介します。

志願の種類

推薦・**推薦** は、その高校を第1希望として、原則として学科試験を行わず、内申点・

出欠席・面接(作文)で合否を決定するものです。

推薦 は、その私立高校を第2希望とし、公立が第1希望で前期選抜を受検します。その結果公立が不合格になったときには、私立**推薦**の高校に入学します。また、**推薦**は、後期選抜を受検しないことが条件になっています。

推薦の条件(中学校側での条件も含む)

- ・ **推薦**での受験校は、一人1校とする。
- ・ **推薦**受験で合格した場合は、必ずその学校に進学する(**推薦**の場合は、前期選抜が不合格だった場合)
- ・ **推薦**受験で合格しても、その後その学校に進学することが適切でないと判断された場合は、**推薦**を取り消すこともあり得る。
- ・ 中学生として基本的・社会的な生活習慣ルールを守り、**推薦**されるにふさわしい学校生活を3年間送っていること。
- ・ 希望する高校が**推薦**条件を定めている場合、その条件を満たしていること。

専願・その高校を第1希望として、内申点・出欠席・**面接**・**学科試験**で合否を決定する

ものです。(単願)。その高校だけを受験し、合格したら必ず入学するというものです。一般入試の日程で行われ、入試(学科試験)を受けます。

併願・・・一般に公立高校が第1希望だが、第2希望校の私立高校も受験する。内申点

(**一般に推薦・専願の基準よりも高くなる**)・出欠席・**面接・学科試験**で合否を決定するものです。公立高校の合格発表まで、学費の納入を一部または全部待ってくれる高校があります。延納手続きが高校によって異なるので注意が必要です。この併願受験の場合は、**公立高校が不合格の場合は、必ず入学します。**

一部私立高校では、他の私立高校との併願を認めている高校もあります。

私立併願校の選択について

第1希望の公立高校が不合格になる可能性もあるので、自分の学力でほぼ確実に合格できそうなこと。

公立高校が不合格になった時には、その私立高校に進学する。

公立高校の合格発表後まで延納が可能かどうか。学校によって全額待つ学校、入学金の一部納入し、残りを公立の発表翌日まで待つ学校など学校により異なります。延納可能な場合は、延納手続きが必要になることもありますので確認しましょう。

一般受験・・・当日の**入学試験の点数と面接結果**を資料として合否を決定するもので、調査書(内申点)の比重はきわめて小さい。**オープン入試**と呼んでいる高校もある。

については**中学校での成績が重視され、私立高校ごとに成績や欠席日数等の基準があります。**また、高校によっては特別活動・資格などを加点項目とする場合があります。

学習面・生活面を含めて中学校と高校との間で「入試相談」があります。従って、事前に高校を十分に調査し、志望の意志をはっきりさせておくことが必要です。また、各高校との「入試相談」には高校ごとにその締め切り日がありますので、**志望校決定の最終期限を12月上旬の3者面談までとさせていただきます。**

高校の学校説明会等へ参加し、自分の目と足で確かめた上で、志願を決定してほしいと思います。

(3) 受験のパターンについて・・・**公立選抜についての注意点!**

公立の前期選抜に合格したら、後期選抜を受検できません!

公立の前期選抜に合格したら、辞退しても後期選抜は受検できません!

国立・私立高校に合格、公立の前期選抜に合格したら、前期選抜の合格を辞退してもよい!

公立高校の前期選抜が不合格のときは、あらためてどの高校の後期選抜にも受検できます

前期選抜に志願せず、後期選抜のみを志願することもできます。

公立高校の後期選抜に合格したときは、辞退せずに入学します。

A **公立高校が第1希望の場合。**

公立高校のみを受検する。

公立高校の前期選抜を受検 (不合格のときは) 後期選抜を受検

私立高校の推薦を受検し、公立高校(第1希望)は前期選抜のみ受検する。

公立高校の前期選抜が合格の場合、公立高校に入学し、私立推薦の合格辞退。公立高校の前期選抜受検が不合格の場合、私立推薦の高校に入学する。

推薦は後期選抜は受検しないことが条件になっています。

公立の前期・後期を受検し、私立を併願受験する

公立の前期選抜を受検 私立高校を併願(または一般)受験 公立の後期選抜を受検

公立前期選抜は受検せず、後期選抜のみ受検してもかまわない。

公立高校(第1希望)の前期選抜受検が合格の場合、公立高校に入学する。(後期選抜は受検できません) 私立併願校は出願または受験辞退する。

公立高校の前期選抜受検が不合格の場合、私立併願校を受験し、公立高校の後期選抜を受検
公立高校の後期選抜が合格のとき、私立併願校の入学辞退。後期選抜が不合格のときは私立
の併願校に入学する。

第2希望の私立高校合格時に入学金等の延納手続きが必要な場合は必ずしておきましょう。

B 私立高校が第1希望の場合。

第一希望の私立高校を**推薦**または**専願**で受験する。

第1希望の私立高校を推薦（推薦）受験または専願受験する

複数の私立を受験する

私立高校を併願受験（私立どうし併願可能の高校）し、第1希望の私立校を一般受験する

私立高校の併願受験では、一般に公立高校の受検に限られていて、私立どうしの併願を認めていない高校が多い。私立どうしの併願可能でも、入学金等の延納が認められていない場合もありますので注意しましょう。

C 第1希望の私立高校を受験し、公立高校も受検する

？ **公立の前期選抜受検 第1希望の私立高校のオープン入試などを受験 公立の後期選抜を受検**

前期選抜に合格した場合、**公立の入学手続きを済ませ(?)**私立高校を受験する。

私立高校(第1希望)が合格したら、公立の前期の合格校を速やかに辞退する。

前期選抜が不合格の場合、私立高校受験する。私立高校(第1希望)に合格した場合は公立後期の受検を辞退する。私立高校が不合格の時は公立後期を受検する。

D その他

国立を受験するなどいろいろなケースがあると思いますので、どの高校が自分にとっての第1希望なのか、というように希望順位を考えることがとても大切になってきます。

5、進路関係の今後の日程

(1) 市学習状況調査 (11月8日、9日)

横浜市内の一斉テストであり、本人の現在の実力を判定する材料になります。

(2) 自己PR書の作成 (11月～12月)

前期選抜受検者は願書と一緒に自己PR書の提出が必要です。12月中に完成させて下さい。後期選抜でも自己PR書の提出をしなければいけない高校もあります。

(3) 進路面談 (11月12日～15日)

進路希望調査(第三回)をもとに、3者面談または2者面談を行います。12月の最終個人面談で希望校が確定できるように、この面談で希望先を煮詰めます。

(4) 後期中間テスト (11月20～22日)

12月の評定は調査書記入のための重要な資料となるので、健康管理をしっかりと、自分の力を十分に発揮できることが大切です。

(5) 高等専修学校/技能連携校の受験

専修学校、技能連携校等の入試は、**11月より始まる**ため11月には受験校を決定しておく必要があります。学校によっては定員になり次第応募を締め切る場合がありますので、早めに担任と相談します。また、多くの学校が公立・私立高校との併願を認めています。

(6) 第4回進路希望調査 〆切 (11月26日)

公立高校・私立高校などできるだけ具体的な高校名を上げ、希望順位も考えましょう。私立高校を受験する場合は、推薦・専願・併願などにより基準も異なり、相談活動が必要になります。

(7) 個人面談(進路希望先の決定)

12月4日、6日、7日、10日の三者面談が最終となりますので、進路希望先の確定をしていただきます。

6、連絡事項

(1) 願書等受験に必要な書類について

- ・公立高校の願書は、中学校で用意します。
- ・私立高校の願書は、各自が**遅くとも年内には**、高校の場所の確認も兼ねて、取りに行きましょう。
- ・公立、私立ともに願書の記入については、中学校で指導します。年明けすぐに、私立推薦受験者、公立前期受検者の願書の下書き（えんぴつ書き）を点検していきます。
- ・私立高校では独自指定様式の「推薦書」、「調査書」などを使用している高校もあります。
必要な書類は、12月中に必ず担任の先生に渡してください。

(2) 願書提出について

- ・願書の提出は、原則として、公立・私立ともに個人の責任で出願してもらいます。
- ・受験票は、入試が終わっても、合格発表時や手続き時に必要なもので、保管しましょう。

(3) 合格発表と手続きについて

- ・原則として、公立・私立ともに個人の責任で確認し担任に報告する。
- ・手続きは、原則として、保護者が確実にいきましょう。

(4) 体調管理

入学試験当日、病気等で欠席した場合は選考の対象になりません。健康管理は特に重要です。

(5) 自己PR書の変更

項目が変わり、「**中学校時代の活動について**」が無くなりました。

(6) 調査書の確認

調査書は、**12月31日までのこと**を記入します。平成20年1月以降に取得した資格は、**面接の時に自己アピール**しましょう。**毎年、調査書の「特別活動等に関する事実」、「参考事項」を保護者に確認していただいています。訂正したものを受検先の学校に提出しています。再確認の意味をふまえ、昨年から行っていますが保護者からの確認印を今年もいただきます。**

